

令和6年度 奥能登広域圏事務組合会計年度任用職員の募集案内

奥能登広域圏事務組合

会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2によって定められる一般職の地方公務員で、非常勤の職員です。

1 募集区分、勤務場所、主な職務内容及び採用予定数

| 区分 | 勤務場所 | 主な職務内容 | 採用予定数 |
|-------|---|-------------------------|-------|
| 非常勤職員 | 奥能登広域消費生活センター (のと里山空港内、奥能登行政サービスセンター4階) 輪島市三井町洲衛10部11番1 | 消費生活に関する相談の 処理及び関連業務 | 1名 |

2 勤務条件等

| 項目 | 内容 |
|-------|---|
| 任用期間 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合、翌年度に再度任用されることがあります。 |
| 勤務時間 | 原則として週4日以上。1日の勤務時間は、7時間45分(8時30分から17時15分まで(休憩時間60分)) |
| 休日等 | 週休2日以上 |
| 報酬等 | 125,333円(週31時間勤務の場合) ~ ※報酬月額は学歴・職務経験及び勤務時間等を考慮し決定します。 ※その他、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当相当額が支給されます。 ※退職手当の支給はありません。 |
| 休暇 | 年次有給休暇、特別休暇、介護休暇 等 |
| 社会保険等 | 健康保険(共済組合)、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。 |
| 服務 | 地方公務員法の各規定が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。 採用後1か月は条件付採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式に非常勤職員として採用されます。 |

3 応募資格

- (1) 平成18年4月1日以前に生まれた人
- (2) 次のいずれにも該当しないこと(地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないこと)

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行をおわるまで、又はその執行を受けることがなくまるまでの者
- ② 奥能登広域圏事務組合職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

4 応募方法

指定の応募用紙に必要事項を記入し、次の宛先に持参又は郵送してください。

(宛先) 〒929-2392

石川県輪島市三井町洲衛 10 部 11 番 1

奥能登広域圏事務組合 会計年度任用職員募集担当

※封筒の表に「会計年度任用職員希望」と明記してください。

5 応募期間

令和6年3月8日(金)まで

※受付時間は8時30分から17時15分までとなります。

※土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日に受付を行いません。

6 選考試験

(1) 選考方法

応募用紙をもとに、随時面接試験を行います。

(2) 面接日

面接日時及び会場は、応募受付後応募者にご連絡します。

7 その他

※正式に非常勤職員として採用された場合は、消費生活相談に関する研修を受講し、相談資格を取得するための試験を受けていただきます。

- ・提出された書類は一切返却しません。
- ・提出書類及び選考試験時に取得した個人情報、採用事務以外の目的には一切使用しません。

<問い合わせ先・応募先>

〒929-2392

石川県輪島市三井町洲衛 10 部 11 番 1

奥能登広域圏事務組合 総務課

TEL 0768-26-2314 FAX 0768-26-2315

Mail okunoto2@okntkoik.jp